

電子商取引システム利用規程

2024年11月8日

(前文)

この利用規程は、東京ガス株式会社または東京ガスネットワーク株式会社（以下「発注者」と貴社（以下「受注者」）の間の購買に関する電子商取引に適用する。

(目的・法令の遵守)

第1条 発注者と受注者は、本利用規程において両者間における購買に関する取引を円滑かつ合理的に推進するために Coupa Software Inc. が提供する電子商取引システム Coupa（以下「本システム」という）を利用することに合意し、両者は各々対等な立場において互いに協力し、信義に従い誠意をもってこれを履行するものとする。

② 受注者は本規程に基づく業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(電子商取引の適用範囲)

第2条 発注者と受注者が本システムを利用する電子商取引の範囲は、発注者がその都度定める。

(用語の定義)

第3条 本規程において、各用語は以下のとおり定義する。

1 本システム

本システムとは、発注者および受注者が相手側に提供する取引情報を Web サーバーに登録し、提供を受ける側が当該取引情報を Web サーバーから受信し、利用することにより発注者および受注者の意思表示を行う電子商取引システムをいう。

2 取引情報

取引情報とは、本システムを介して行われる発注者と受注者間の取引における個別契約の締結と変更（取消しおよび解約・解除を含む）、および個別契約の締結と変更に関する相手方への申し込み、あるいはその他の意思表示、ならびにこれらに付随する諸情報のうち本システムを介して相互に提供される情報の総称をいう。

3 ユーザーIDとパスワード

ユーザーID とパスワードとは、発注者が受注者に対し配布した、本システムを利用するために必要な認証情報となるユーザーID、パスワードをいう。

4 取引責任者

取引責任者とは、受注者の役員あるいは従業員の中で、受注者の本システムを利用した取引に関わる一切の責任を持つ者をいう。受注者は役員あるいは従業員の中から取引責任者を任命し、任命後遅滞なく発注者に書面をもって報告する。取引責任者に変更があった場合も同様とする。

5 基本契約

基本契約とは、本規程以外に発注者・受注者間で締結した取引基本契約、請負基本契約、

工事請負基本契約、工事中機材の取引に関する契約、ガス機器等の取引に関する基本契約等の基本契約をいう。

6 個別契約

個別契約とは、基本契約等を除く個別の取引に関わる契約をいい、単価契約を含む。

7 単価契約

一定の契約期間を定め、その契約期間内における購買目的物の適用単価を合意のうえ定める契約をいう。

8 営業日

発注者が通常の営業を行っている日のことで、営業日にあたらぬ日を非営業日という。発注者の非営業日は、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律（祝日法）に定める国民の祝日・休日、および発注者・システム固有の休日（1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、12月29日、12月30日および12月31日）である。

（本システム利用にあたっての認証）

第4条 本システムの利用にあたっては、受注者は予め発注者の発行したユーザーIDおよびパスワードを利用する。

- ② 本システムに関し、ユーザーIDおよびパスワードが漏洩された疑いがあるときは、発注者および受注者はそれぞれ相手方に連絡して速やかに対応を図る。

（本システムによる意思表示）

第5条 本システムによる発注者と受注者との間の意思表示は、原則として発注者および受注者が当該取引情報を本システムに登録した時点で、相手方に対して到達したものとみなす。

- ② 発注者または受注者は、本システムに記憶された取引情報を確認できない場合、直ちに相手方に対してその旨を通知する。
- ③ 前項の通知がある場合には、当該取引情報は取消されたものとする。

（個別契約の成立）

第6条 個別契約は、受注者が発注者からの発注を受け、受注者が承諾データを本システムに登録した時点で成立する。ただし、発注者が発注データを本システムに登録後、その日を含む5営業日以内に受注者がこれを拒絶する旨の意思表示を行わない場合、受注者は発注を承諾したものとみなす。ただし第3項に定めるものを除く。また、受注者が承諾データの登録前に、着手・着工・納品を行った場合、発注者は受注者が受注を承諾したものと見なすことができる。

- ② 本規程以外に発注者・受注者間で締結した基本契約等の契約が存在し、かつそれらに基づく取引で本システムを利用して行う場合、個別契約の成立に関する規定については、本規程以外の契約を優先して適用する。ただし第3項および第16条に定めるものを除く。
- ③ 建設業法で規定された建設業に該当する工事のうち、ガス事業法に係るガス内管工事を除く工事等、建設業法で発注者が書面での契約を要求されるものについては、第6条の

第1項および第2項は適用せず、個別契約は、発注者が受注者に注文書を送付し、当該注文書に対する受注者の請書が発注者に到達した時点で成立する。

(個別工事の契約金額)

第7条 本システムによる個別契約の金額には消費税等相当額を含まない。

(個別契約の取消、変更)

第8条 本システムによる個別契約の内容を取消または変更する必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議のうえ内容を取消または変更することができる。

- ② 前項による協議が成立した場合、発注者が新たな取引情報を本システムに改訂情報として登録後、その日を含む5営業日以内に受注者がこれを拒絶する意思表示を行わない場合、受注者は契約内容の取消または変更を承諾したものとみなす。

(本システムの保守)

第9条 発注者は、発注者および受注者が使用する発注者の本システム用の設備および電気通信回線の保守、整備、および管理を、善良な管理者の注意をもって行う。

- ② 発注者は、本システムの運営、保守業務を第三者に委託することができる。

(本システム障害時の措置)

第10条 発注者および受注者は、本システム、通信回線の故障またはその他の理由により本システムに障害（以下「本障害」という）が発生したときは、速やかに相手方に連絡し対応を図る。

- ② 発注者および受注者は、本障害が復旧するまでの間の意思表示の方法について、必要に応じ所定の注文書・注文請書等の書面を相手方に交付するか、それに代わる方法を協議して決定する。
- ③ 発注者および受注者は、自己の責めに帰すべき事由により本システムに本障害を生じさせた場合には、本障害により発生した損害を負担する。起因者不明あるいは天災地変およびその他不可抗力により生じた本障害については、発注者と受注者で協議のうえ解決を図る。

(費用負担)

第11条 受注者が取引情報の登録および閲覧に要する通信費用およびプロバイダー費用は、受注者が負担する。

- ② 本システムの運用および保守に関する費用は、発注者が負担する。

(取引情報の正当性、保全性の確保)

第12条 発注者および受注者は、取引情報を改ざんしてはならない。

(取引情報の保存)

第13条 発注者および受注者は、取引情報を必要に応じて記憶媒体に保存する。尚、本システムにて保存する期間は、本システムの使用開始日から使用終了日の期間とする。

- ② 前項にかかわらず、法令に基づいて取引情報の保存が必要な場合は、発注者および受注者それぞれの費用と負担において法定保存年限に従って保存する。
- ③ 第18条により本規程または個別契約が解除された場合には、発注者は第1項および第2項記載の本システムに保存されている受注者に関わる取引情報の保存義務を免れる。

(秘密保持および守秘義務)

第14条 発注者および受注者は、本規程の有効期間中はもとより終了後、解約・解除後においても、本システムを利用した取引により知り得た情報（以下「秘密情報」）をいかなる場合にも第三者に漏洩してはならない。ただし第9条第2項の定めにより発注者が業務委託したものは、第三者には該当しないものとする。ただし、発注者は当該業務委託先に対し発注者と同一の守秘義務を課す。

- ② 前項の規定に関わらず、以下の各号に定める情報は秘密情報から除外する。
 - 1 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
 - 2 相手方から開示を受けた際、既に公知公有であったもの。
 - 3 発注者、受注者それぞれの責によらないで公知又は公有となったもの。
 - 4 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。
- ③ 受注者および取引責任者は、発注者の取引情報を確認する必要があると認めた受注者の社員あるいは、あらかじめ書面による発注者の同意を得、取引責任者と同一の守秘義務を課した委託契約先のみユーザーIDおよびパスワードを発行し、秘密情報が漏洩しないよう適切な措置を講ずる。

(損害賠償)

第15条 発注者および受注者は、その責に帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(権利義務の譲渡)

第16条 発注者および受注者は、本規程により成立した契約により生じる権利を第三者に譲渡し、または第三者に承継もしくは担保に供してはならない。ただし、予め文書により相手方の承認を得た場合はこの限りでない。

- ② 前項の規定は、受注者が中小企業信用保険法の定めに従い、信用保証協会および受注者の銀行、信用金庫、信用協同組合、その他中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合（この場合、譲渡後ただちに受注者は発注者に対して文書および電子メールにてその旨の連絡を行う）にあつては適用しない。

- ③ 本規程以外に発注者・受注者間で締結した基本契約等の契約が存在し、かつそれらに基づく取引で本システムを利用して行う場合、権利義務の譲渡に関する規定のうち、前項に関する規定については、本規程を優先して適用する。

(本規程の変更)

第17条 発注者は、この規程を変更する場合には、直ちに発注者のホームページに変更点を登録する。

- ② 受注者は、発注者が前項に従い変更点につき発注者のホームページに登録した後、その日を含む5営業日以内にこれを拒絶する旨の意思表示を行わない場合、本規程の変更を承諾したものとみなす。

(本規程および個別契約の解約・解除)

第18条 発注者は、受注者との間に本システムを利用した取引が無い状態が2年間以上継続したときは、受注者の承諾を得ることなく本規程を解約し、受注者が本システムを利用できない措置をとることができる。

- ② 発注者または受注者は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に何らの通知、催告を要することなく、直ちに本規程の全部または一部を解除し、受注者による本システムの利用を停止することができ、個別契約の全部または一部を解除することができる。

- 1 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき。
- 2 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- 3 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手を不渡りにするなど支払い停止状態に至ったとき。
- 4 破産、民事再生、会社更生手続きもしくは特定調停等の法的手続きの申し立てまたは開始があったとき、または滞納処分もしくは保全差押がなされたとき。
- 5 現営業の廃止または重大な変更（合併、営業の全部または重要な一部の譲渡、会社分割および解散等を含む）の決議をしたとき。
- 6 株主構成の変動、役員の変更等により会社の実質的支配権の移動があったと認められるとき。
- 7 その他前各号に準ずる重要な事項が生じ、本規程または個別契約を維持しがたい理由があるとき。

- ③ 前項に定める解除を行う場合、発注者および受注者の有する債権・債務は期限の利益を失い、解除の時点で清算するものとする。

(本規程の有効期間)

第19条 本利用規程は、受注者が本規程の全ての条件に同意した時点から有効となり、受注者のユーザーIDが失効もしくは抹消された場合、本利用規程も自動的に失効するものとする。

(免責事項)

第20条 受注者は、本システムの運営上生じた以下の損害にかかわる一切の責任について、発注者を免責するものとする。

- 1 天災地変その他不可抗力による本システム障害により生じた損害。
- 2 装置または通信回線の障害による損害。
- 3 第三者が受注者のユーザーIDおよびパスワードを使用し、本システムに不正アクセスしたことにより生じた損害。
- 4 受注者のユーザーIDまたはパスワードの誤使用等により、発注者が本システムを制限・中断したことによる損害。
- 5 通信回線の傍受等による損害。

(存続条項)

第21条 本規程の有効期間が終了した場合でも、終了前に締結された個別契約の効力および当該個別契約に適用される本規程の効力は存続する。

(別途協議)

第22条 本規程に定めのない事項および疑義のある事項については、発注者と受注者との間で協議のうえ解決にあたるものとする。

(管轄裁判所)

第23条 発注者および受注者は、本規程に関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。